

分野参考様式第3－1号

工業製品製造業分野における特定技能外国人の受け入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生年月日

記

工業製品製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、機械金属加工、電気電子機器組立、金属表面処理、紙器・段ボール箱製造、コンクリート製品製造、RPF製造、陶磁器製品製造、印刷・製本、紡織製品製造、縫製のいずれかの業務であること。
- 2 特定技能外国人が、特定技能雇用契約に基づいて出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所にあっては、当該事業所が令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。

- 1 中分類 11—繊維工業
- 2 小分類 141—パルプ製造業
- 3 細分類 1421—洋紙製造業
- 4 細分類 1422—板紙製造業
- 5 細分類 1423—機械すきと紙製造業
- 6 細分類 1431—塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
- 7 細分類 1432—段ボール製造業
- 8 小分類 144—紙製品製造業
- 9 小分類 145—紙製容器製造業
- 10 小分類 149—その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
- 11 中分類 15—印刷・同関連業
- 12 中分類 18—プラスチック製品製造業
- 13 細分類 2123—コンクリート製品製造業
- 14 細分類 2142—食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
- 15 細分類 2143—陶磁器製造物製造業
- 16 細分類 2194—鋳型製造業（中子を含む）
- 17 細分類 2211—高炉による製鉄業
- 18 細分類 2212—高炉によらない製鉄業
- 19 細分類 2221—製鋼・製鋼圧延業
- 20 細分類 2231—熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- 21 細分類 2232—冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- 22 細分類 2234—钢管製造業
- 23 小分類 225—鉄素形材製造業
- 24 細分類 2291—鉄鋼シャースリット業
- 25 細分類 2299—他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）
- 26 小分類 235—非鉄金属素形材製造業
- 27 細分類 2422—機械刃物製造業
- 28 細分類 2424—作業工具製造業
- 29 細分類 2431—配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
- 30 細分類 2441—鉄骨製造業
- 31 細分類 2443—金属製サッシ・ドア製造業
- 32 細分類 2446—製缶板金業（ただし、高压ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。）
- 33 小分類 245—金属素形材製品製造業
- 34 細分類 2461—金属製品塗装業
- 35 細分類 2462—溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
- 36 細分類 2464—電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
- 37 細分類 2465—金属熱処理業
- 38 細分類 2469—他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
- 39 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- 40 細分類 2499—他に分類されない金属製品製造業（ただし、ドラム缶更生業に限る。）

- 4 1 中分類 25—はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。）
 4 2 中分類 26—生産用機械器具製造業
 4 3 中分類 27—業務用機械器具製造業（ただし、小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）
 4 4 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業
 4 5 中分類 29—電気機械器具製造業（ただし、細分類 2922—内燃機関電装品製造業を除く。）
 4 6 中分類 30—情報通信機械器具製造業
 4 7 細分類 3295—工業用模型製造業
 4 8 細分類 3299—他に分類されないその他の製造業（ただし、R P F 製造業に限る。）
 4 9 小分類 484—こん包業
- 3 特定技能外国人が、特定技能雇用契約に基づいて法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動を行う事業所にあっては、当該事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
- 1 細分類 2194—鋳型製造業（中子を含む）
 - 2 小分類 225—鉄素形材製造業
 - 3 小分類 235—非鉄金属素形材製造業
 - 4 細分類 2422—機械刃物製造業
 - 5 細分類 2424—作業工具製造業
 - 6 細分類 2431—配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
 - 7 小分類 245—金属素形材製品製造業
 - 8 細分類 2462—溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
 - 9 細分類 2464—電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
 - 10 細分類 2465—金属熱処理業
 - 11 細分類 2469—その他金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
 - 12 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
 - 13 中分類 25—はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。）
 - 14 中分類 26—生産用機械器具製造業
 - 15 中分類 27—業務用機械器具製造業（ただし、小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）
 - 16 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - 17 中分類 29—電気機械器具製造業（ただし、細分類 2922—内燃機関電装品製造業を除く。）
 - 18 中分類 30—情報通信機械器具製造業
 - 19 細分類 3295—工業用模型製造業
- 4 特定技能外国人を受け入れる際、当該特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、十分な訓練や各種研修を実施すること。
- 5 経済産業省が設置する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 6 経済産業省又は協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の報告、現地調査その他業務に対し、必要な協力をすること。
- 7 特定技能雇用契約において、特定技能外国人を、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
- 8 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者